

兩名ニ係ル結婚誘拐被告事件ノ公判廷デ、檢事白水勝起ガ、
被告人ニ對スル論告、求刑ニ際シ、公然ト「特殊部落民」云
々ノ差別言辭フ用ヒタコト。

(三) 裁判長三浦通太(陪席判事小林種吉、久留實治)ハ右ノ檢
事ノ意見ヲ採用シテ差別的判決ヲ下シタ。
苟モ國家ヲ代表シテ人民ヲ罰スル司法官ガ、公判廷ニ於テ、公
文書ノ中テ、差別言辭ナ字句ヲ用ヒタコトハ、斷ジテ許スコトノ
出來ナイ濫職行爲デアル。ダカ、吾々ハ差別字句ナ言辭ダケフ問
題トシテキルノデハナイ。ソレ以上ニ、否、決定的ニ重大ナ問題
ハ山本、久本兩君ノ犯罪カ成立スル第一ノ要件トシテ「特殊部落
民」タル身分ヲ故テニ秘シタトイフコトガ舉ゲラレテキルコトデ
アル。即チタトヒ相手方ガ間ヒ訊シナイ場合デモ部落民ハソオ身
分ヲ打チ明ケバナラヌ、若シ打チ明ケナカツタラ處罰スルゾ、
トイフ判決ガ問題ナノデアル。コノコトハ、公法上ニ存在シナイ

「特殊部落民」タル一ノ身分ヲ、法律ニヨツナ改メテ認メルコト
ニナル。ダカラソレハ明治四年八月二十八日ニ「爾今身分職業共
平民同様」デアルト布告シテ封建的身分ヲ解放シタ太政官布告第
六十一號ヲ取消シ、再ビ「特殊部落民」ナル名稱ニヨツア法剤上
ノ身分トシテ規定セントスルモノデアル。全國ニ散在スル六千ノ
部落、三百万ノ吾々同胞ヲ封建制度ノ昔ニ引キ戻シ、最モ幾シイ
身分トシテ差別シ迫害セントスルモノデアル。

問題ノ重要性ヘコハニアルノデアル。ソシテソレコソガ高松地
方裁判所及ビ檢事局ノトツタ態度デアル。白水檢事、山下、三浦
兩判事ガ差別言辭ナ字句ヲ使シタコトハ、ソノロコツナ現ヘレニ
ホカナラナイ。

8、吾々ノ態度ハコウダ

コノヨウナ暴戾極マル差別裁判ヲモ「神聖ナル法律」ノ響キト
シテ、吾々ハソレニ又句ナシニ服從シナケレバナラヌダラウカ?